で、一三〇九から一三一六まで、一三一九から一三二一まで、一四〇六、一四一一から一四一五まで、一四一八、一四二〇、一四二八から一四三五まで、丙五八一の二から丙五八一の一一まで、丙五八一の二〇から丙五八一の二五まで、大字日向谷一五九四から一五九七まで、一六〇八の一、一六〇九、一六一〇の一、一六一五、一六一六の一、一六一七の一、一六三六から一六三八まで、一七三二から一七三六まで、一八四二から一八四六まで、一八四七の一、一八四七の二、一八四八の一、一八五〇の一、一八五〇の二、一八五一、一八五二の一、一八五二の二、一八五三の一、一八五三の二、一八五四、一八五五の一、一八五五の二、一八五六、一八五八から一八六二まで、一九三〇、一九三一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百九号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十日

国土交通大臣　大畠　章宏

三ケ中「鎌田二丁目三番五十号」を「島立九百四十三番地」に改め、三ヲ中「下郡北三丁目二十五番十八号」を「下郡中央二丁目四番十六号」に改める。

○国土交通省告示第四百十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月二十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条に係る河川の名称

妙原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

岡山県津山市妙原

字ホウヅキ谷　三一八番から三二七番まで

三三二番

字石ケザコ　三二八番及び三二九番

字釜ノ元　三三一番

字大門　三三二番から三三五番まで

字大平池ノ向　三三六番から三四〇番

字大平　四五六番から四六〇番まで

字上畝　四六一番一及び四六一番二

四六二番

字南大谷　四六四番及び四六五番

字寺ノ段　四六六番

四六九番三から四六九番一〇

四七一番

字北大谷　四七三番及び四七四番

四七五番

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

仙木屋谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県新見市神郷下神代

字仙木屋池ノ上　一四八七番　一号及び三号

字銭亀　一四八五番六　二号

字トヨガマル　一五四一番　四号から六号まで

字西ノ谷　一五五八番二　七号から九号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷川支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

岡山県真庭市久世

字天神谷　一七八八番二及び一七八八番三

一七八九番二

一七八九番四及び一七八九番五

一七八九番八から一七八九番一九まで

字黒尾　一九三五番

一九三六番一

一九三九番及び一九四〇番

一九四一番一及び一九四一番二

一九五一番

一九五一番六から一九五一番一二まで

一九五一番一四から一九五一番二一まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

岡山県真庭市久世

字黒尾　一八四二番一　一号

一八四四番　二号

一八四五番　三号

一八四八番　四号及び五号

一九三五番　六号

字天神谷　一七八八番二　七号

一七九六番一　八号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢奥川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十四年国土交通省告示第八百三十七号で指定した土地の区域を除く。）

岡山県美作市**槍**原下

字室屻十兵ヱ分　一八九番二地先道路敷　一号

一八九番一　二号

字室屻　一九四番一　三号

字寺山　二一八番六　四号

字室　二一六番一　五号

二〇〇番　六号

一九六番一　七号

一五五番一　八号

一九〇番一地先道路敷　九号

五　(一)　砂防法第二条に係る河川の名称

追谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

岡山県苫田郡鏡野町奥津川西

字追谷　六五〇番　六五一番一及び六五一番二

六五三番から六五五番まで

六五六番一から六五六番三まで

六五八番　六五九番一から六五九番四まで

六六〇番及び六六一番

八四二番

字追　六五七番

○国土交通省告示第四百十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月二十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条に係る河川の名称

近津川3

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県熊本市松尾町近津

字中座山　二八五番　一号

二八四番一五　二号

字園山　一七一番一　三号

一七一番一二　四号、五号、十号及び十一号

一七一番九　六号

一七一番五　七号

一七一番六　八号

一七一番一〇　九号

一七三番　十二号

○国土交通省告示第四百十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第三号及び第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十三年四月二十日

国土交通大臣　大畠　章宏